

「第6期加古川市障害福祉計画及び第2期加古川市障害児福祉計画(素案)」に係るパブリックコメント実施結果

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
第2章 成果目標				
1	「1 福祉施設の入所者の地域生活への移行」	4	「(1)福祉施設から地域生活への移行者数」について、施設入所者数213人(基準値)というのがあるが、どのような基準なのかわかりづらい。国・県の基準や市内の定員数を示すなど、例示したほうがよいのでは。また、何故削減しないといけないのかも合わせて示したほうがよいのではないか。	基準値(213人)については、国の指針に即して、本市で支給決定している令和元年度末時点の施設入所者数(213人)を設定しています。また、施設入所者数の削減については、成果目標に記載のとおり地域生活への移行を進める観点から設定しています。削減理由については、P2-4(2)のとおりです。
2		4	「(2)施設入所者の削減」について、施設利用定員の削減を図り、その分を短期入所に振り替えるよう施設に働きかけ、施設入所者の削減を担保することとしてはどうか。	施設入所者の削減については、地域移行の観点から関係機関に働きかけ、共同生活援助の利用を促していきます。
3	「2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実」	5	文中「親亡き後を見据えて」という文言について、親は亡くなるまで子を背負わなくてはならないか。成人したら障害を持った子もきちんと自立できるよう基盤を整えて世に送り出したい。親亡き後を言われると、親が有る間は親が責任を取れと言われているように感じる。地域包括ケアシステム、自立支援というなら親が在ろうが亡かろうが、その「個」を支える仕組みを作ってほしい。	国の指針に即して、地域生活支援拠点等の整備にあたっては、障がい者の重度化・高齢化や、親の高齢化あるいは親亡き後を見据えて機能を強化することが必要と考えています。親の状況にかかわらず、障がいのある個人が自立した生活を送れるように、地域生活支援拠点等の充実をすすめていきます。
4		5	・親亡き後、地域で自立して生きていくための体制づくり ・緊急時の受け入れ対応体制の確保 ・人材の確保・養成、支援の関係各所との連携の強化 ・生活介護や短期入所事業所が限られており、障害の個性に対応できていない ・訪問サービスも医療的ケアが可能なヘルパーが少ない。 ・シェアハウスという選択ができるような仕組みづくり	国の指針を踏まえ、地域生活支援拠点等の各機能を確保しつつ、充実させることができるよう、運用状況の検証及び検討、体制を強化していきます。今後とも、障がいのある人が自立した生活を送れるように、地域生活支援拠点等の充実をすすめていきます。
5	「3 福祉施設から一般就労への移行等」	6	一般就労に移行する目標値を増やしていくのであれば、就労定着支援の事業所数も増やす必要があることから、事業所数の目標値も必要ではないか。	就労支援については、福祉施設からの移行等のみならず、離職者や特別支援学校等の卒業者に対する就職の支援も含まれ、関係機関等との連携も必要であることから、素案のとおりとします。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
6	「4 障がい児支援の提供体制の整備等」	7	「(4) 保育所等訪問支援を利用できる体制」について、現状と課題を記さないとなぜ「さらなる体制の整備」が必要で、「利用しやすい環境づくり」を行うのかわからない。	現状として、サービス提供が可能な体制はできていますが、令和5年度末までに早期療育の観点から、利用しやすい環境(教育機関との連携)づくりのため、保育所等へ周知及び利用促進に努めることとしており、素案のとおりとします。
7		7	「(1) 児童発達支援センターの設置」について、こども療育センターが福祉型へ変更となったことにより、機能強化が必須と思われる。施設の拡張は困難であると思われるため、今後、閉校となる学校や東市民病院跡等を活用したサテライトの設置もあればと考える。	福祉型へ変更したことにより診療所との区分けがされましたが、従来どおり運動面や体幹機能に障がいがある肢体不自由児に療育を行っています。
8		7	「(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、本市の現状としては児童だけの問題ではなく、課題が多岐に亘るとともに課題解決のための予算措置を考えると、現在のこども専門部会のワーキングではなく、部会の上部組織での協議の場が必要と強く感じる。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
9		7	「(2) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置」について、医療的ケア児者を支援する事業所は少なく、需要に対して不足している。特に、居宅介護や移動支援に係るヘルパーに対するニーズは高い。人材を育成するために研修の情報提供や費用助成等が必要だと考える。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
10		7	「(3) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」について、令和3年度見込量4名は加算対象となる相談支援専門員、国がすすめている各圏域または市町に配置するコーディネーターのいずれになるのかわからない。加古川市においては、基幹相談支援センター、こども療育センター、加古川養護学校のいずれかに配置することが望ましい。 ・同意見1件	医療的ケア児等に関するコーディネーターの活動については、関係機関と連携して検討していきたいと考えています。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
11	「4 障がい児支援の提供体制の整備等」	7	「(6)居宅訪問型児童発達支援事業所の確保」について、令和3年度見込量がゼロになっているが、ニーズは現在もあり、今後も増えていくことが予想される。事業所の確保は困難なことと考えられるが、ぜひ前向きな対策を講じることを願う。  ・同意見1件	現時点においては、サービスを希望する人数の把握を行うなど、素案のとおりサービスの提供が可能な体制整備に努めます。
12		8	「(1)基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施機関の設置」について、現状と課題を記さないとなぜ「さらなる体制の整備」が必要で、「利用しやすい環境づくり」を行うのかわからない。	本文中にあるとおり、当事者が抱える複合的な課題やニーズを把握し、適切な保健、医療、福祉サービスにつなげる等、関係機関との連携を行うことができる相談支援体制の構築が不可欠なことから、利用しやすい環境づくりが必要と考えるため、素案のとおりとします。
13	「5 相談支援体制の充実・強化等」	8	「(1)基幹相談支援センター等の総合的・専門的な相談支援実施期間の設置」について、計画において主要な部分に基幹相談支援センターが関わっている。しかし、同センターでは相談件数の増加や各専門部会の事務局など、職員の多忙さが伝わってくる状況である。しかし、喫緊の対応を求められる案件も多く、同センターの充実・強化は必須である。そのため、同センターに手厚い人的配置や予算措置は必需のところと思われる。	基幹相談支援センター開設以降、職員の増員や専門的な知識の習得(研修参加)によりスキルアップを図っています。
14		8	「(1)サービスの質の向上を図るための体制確保」について、審査結果の分析や実地指導を通じて把握した課題について、毎年度事業者に対する研修会を実施することとしてはどうか。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
15	「6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」	8	「(1)サービスの質の向上を図るための体制確保」について、喫緊の課題であるのにも関わらず、何故3年も時間が必要なのか。事業所同士の繋がりを構築することや、学習会を定期的に関開くなど、高齢者福祉であれば当たり前のように行っている研修体系をすぐにでも市が先導する形で構築してほしい。市内の事業所が障害福祉サービスの内容をあまりにも知らないが、プロとして当たり前のサービス提供を行ってほしい。	ご意見の成果目標は、国の指針に即した記載としており、活動指標においては、P23-(4)にあるとおり、令和3年度から取り組みを行うものとしています。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
第3章 障害福祉サービスの活動指標(見込量)とその確保のための方策				
16	全体	9～	各サービスについて、現在の提供実績がニーズを充足しているかどうか分からないため、確保のための方策も適切かどうか判断できない。少なくとも訪問系、日中活動系等の各項ごとに現状と課題を記すべきである。	実績については、相談支援専門員が個々のニーズを把握したうえで作成した「サービス等利用計画案」に基づき、支給決定した実績値であるため、素案のとおりとします。
17	「1 訪問系」	9	「(1)居宅介護」について、実績や見込量からニーズが高いことが推測されるが、人材の数に課題があり、計画の中でヘルパーの養成や人員確保の目標値、対策を入れてもいいのではないか。	各種養成研修の開催については、都道府県や政令市等が実施主体となるため、素案のとおりとします。
18		9	「(2)重度訪問介護」について、令和5年度見込量が「16人」「3,834時間/月」はあまりにも少なすぎる試算である。重度訪問介護の利用目的はどのようなものと考えているか。家族の介護を求めないでほしい。必要とされる時間数は給付してほしい。 ・同意見1件	近年、利用者は増加傾向にあります。各年度の見込量については、実績からの伸び率や今後の提供事業所数を考慮して見込んでいます。また、サービスを支給決定する際は、相談支援専門員が作成する「サービス等利用計画案」に基づき、個々の状況を勘案し、適切なサービス支給を行っています。
19		10	「(1)居宅介護」「(2)重度訪問介護」について、医療的ケア児者や重心児者にとって、移動が大きな課題となる。課題解決に向け、保護者の車にヘルパーが同乗できるようになれば、特に医療的ケア児者にとって、移動時の命の危険が大幅に少なくなると思われる。	事業所の行う移動の支援はありますが、保護者の車にヘルパーが同乗することは、安全性が担保できないことから実施できません。
20		10	「(5)重度障害者等包括支援」について、見込量がゼロということは、必要性の認識がないということか。	現在、兵庫県下では、重度障害者等包括支援の事業所はありません。しかし、複数のサービスを利用することで、包括的な支援が可能となっています。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
21	「2 日中活動系」	11	<p>「(1)短期入所」について、緊急時の受け入れは現時点では皆無といい状況である。また、行動障害対応や医療的ケアが必要となると受け入れ可能な事業所は少なく、受け入れ状況はさらに逼迫している。短期入所不足は支援費制度からの課題だと思うが、具体的な手立てを考えたりはしないのか。</p> <p>特に今年はコロナ禍の中、陽性や濃厚接触者となった知的障がい者や医療的ケア児者を市としてどのように養護できると考えているか。また、陽性であった場合、市内の医療機関がヘルパーや家族の付き添いなしで完全看護のもの看護できるのか。このような仕組みづくりも早急に行ってほしい。</p> <p>・同意見1件</p>	緊急時の受け入れ体制については、第2章成果目標の地域生活支援拠点等が有する機能の充実において、取り組む内容としています。また、令和2年度の施設整備補助事業において、医療的ケア児者が利用する短期入所が開設されており、引き続き短期入所の受け入れ体制の充実に努めていきます。
22		11	<p>「(1)短期入所」について、実績値が減少した背景は、施設が少なく希望しても使えないことによるものと考えられる。近隣を含めグループホームがいくつかできている中で、この見込量としては圧倒的に少ないのではないか。</p>	短期入所の実績値が減少した理由としては、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、非常事態宣言が発令されたためです。見込量算出時点で短期入所の実績は感染状況により大きく変動していたことから、減少値である素案のとおりとします。
23		11	<p>「(1)短期入所」について、実績や見込量に新型コロナウイルスの影響があるかと思うが、緊急時や事業所数も微増ではあるが定員が増えていることを考慮すると、令和3年度以降の見込量を増やしてもいいのではないか。</p>	見込量については、各種要因を見込んでおり、素案のとおりとします。
24	「3 居宅支援・施設系」	15	<p>入所系の実績が、恐らく加古川市の支給決定者のみの数値だと思うが、本来は地域移行の数は多いので、そのあたりの注釈を入れてはどうか。</p>	施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数(移行者数)については、成果目標で設定していますので、素案のとおりとします。
25		15	<p>「(1)自立生活援助」について、事業所が現在ないと思うが、それを記載している方がよいのではないか。また、事業所数の目標値も掲げておく方がよいと考える。</p>	市内の事業所数は、実績及び見込量の表外に記載しています。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
26	「3 居宅支援・施設系」	15	「(2)共同生活援助」について、(グループホーム)という文言を追加した方が、わかりやすいのではないかと。また、実績や見込量で「精神障がい者」だけではなく、「身体障がい者」や「知的障がい者」も入れた方がよいのではないかと。グループホーム、施設入所ともに市内の定員数を入れているとわかりやすい。	共同生活援助について、いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり修正いたします。 「共同生活援助(グループホーム)」 なお、活動指標については、国の指針に沿って作成しており、素案のとおりとします。
27	「4 相談支援」	16	・利用計画書、定期的なモニタリングの徹底 ・ネットワークの活用・研修による質の向上、支援員の増加	自立支援協議会を活用し、相談支援専門員の質の向上に努めています。
28	「5 障害児通所支援等」	18	「(1)児童発達支援」「(5)医療型児童発達支援」について、医療的ケア児を受け入れている事業所が足りていない状況にある。また、本市においても、歩行可能な医療的ケア児が増えてきている。その場合、身体障害者手帳がないため、重心型児童発達支援が利用できない。医療的ケア児の場合、重心型児童発達支援が使えるよう、受給者証の発行を強く願う。	重症心身障害児や医療的ケア児の受け入れが可能な事業所の体制整備に引き続き努めていきます。
29		20	「(8)教育と福祉の協議の場の設置」について、協議の場は具体的にどこを指すのか。本市においては、連携が進んでいるものの課題は多く、関係機関等が定期的に集まり、課題の共有と課題解決に向けた検討を行うため、協議の場を明確にすることを提案する。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
30	「6 その他の活動指標」	22	「(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、当システムについては障がい者基本計画でも記載されていないことから、理念、目的等を合わせて記載すべきである。	いただいたご意見を踏まえ、「○内容」を以下のとおり修正いたします。 「保健、医療及び福祉関係者による協議の場を活用することで、精神障がいのある人が地域定着し、安心して自分らしい暮らしができる地域のあり方を検討します。」

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
第4章 地域生活支援事業の活動指標(見込量)とその確保のための方策				
31	全体	24~	各サービスについて、現在の提供実績がニーズを充足しているかどうか分からないため、確保のための方策も適切かどうか判断できない。少なくとも訪問系、日中活動系等の各項ごとに現状と課題を記すべきである。	訪問系、日中活動系(移動支援事業、訪問入浴事業、日中一時支援事業)のサービスについては、障害福祉サービスと同様に相談支援専門員が個々のニーズを踏まえ、「サービス等利用計画案」に含めて作成していることから、素案のとおりとします。
32		25	「(4)成年後見制度利用支援事業」について、社会福祉協議会の事業ではあるが、日常生活自立支援事業も併せて記載すればどうか。	日常生活自立支援事業の実施主体は都道府県、市社会福祉協議会であり、事業内容によっては兵庫県が実施することとなるので、素案のとおりとします。
33		26	「(7)日常生活用具給付等事業」について、医療的ケア児者にとって、停電時の電源確保が喫緊の課題となっている。他市町が実施しているように、日常生活用具給付等事業における助成対象品目に加えてほしい。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
34	-	27	「(9)移動支援事業」ならびにタクシーチケットについて、保護者の車にヘルパーが同乗できる方法だけでなく、重心児者においてはタクシーチケットの年間配布枚数制限や一回の使用枚数制限を廃止を望む。	タクシーチケットについては、令和元年度から1回あたりの使用枚数を1枚から3枚に拡充を行ったところです。事業所の行う移動の支援はありますが、保護者の車にヘルパーが同乗することは、安全性が担保できないことから実施できません。
35		27	「(9)移動支援事業」ならびにタクシーチケットについて、施設入所者にも簡単に移動できる手段を支給してほしい。外出の援助があれば、もっと社会参加できると思う。	移動支援事業については、原則、在宅の方を対象とする制度です。なお、施設利用者の社会参加を促進するため、タクシー利用時の助成を行っています。
36		29	「(11)その他事業」の「日中一時支援」について、放課後等デイサービスの充実に伴い、高校卒業後に事業所を利用している場合、本人の帰宅時間が早くなり、保護者の仕事との両立が困難な状況にある。そのため、日中一時支援においても、生活介護や放課後等デイサービスのような加算措置があれば、保護者も助かるのではないか。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
第5章 障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するために必要な事項				
37	「2 障害を理由とする差別の解消の促進」	31	「○啓発活動の実施」について、授産製品販売フェア等の取組時に地域の学校や企業との関わりを取り入れてほしい。また、市内の大学(看護学科や社会福祉学科)や高校(ボランティア部)と共に楽しむための交流の場を作ってほしい。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
38	「3 就労支援と雇用促進」	32	「○本市における障がい者雇用への取組」について、授産製品の優先調達及び就労機会の提供について目標値を定めるべきである。	授産製品の優先調達及び就労機会の提供については、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、年度ごとに目標値を定めているため、素案のとおりとします。
39		32	高齢者や障害者の避難行動要支援者の個別の避難支援計画があまり進んでいない状況で、兵庫県では防災と福祉の連携促進の仕組みができています。障害者の方では、相談支援専門員の避難のための個別支援計画作成が可能になっているため、計画の中に取り入れてもらいたい。	計画相談支援専門員が作成すべき計画は、サービス等利用計画であり、県が実施する「防災と福祉の連携による個別支援計画作成促進事業」については、自助、共助の自主的な取り組みにおける一助として活用するものと考えています。また、避難行動要支援者支援制度については、引き続き地域や関係団体と連携、協力のもと進めていきます。
40	「4 事業所における利用者の安全確保に向けた取組」	32	実際の避難場所になる学校等で、地域と共に障がい児者参加の避難訓練を定期的に行ったほうがよい。また、避難行動要支援者支援制度だけでなく、各関係者共有の災害対応マニュアルを希望者全員に手配してほしい。	いただいたご意見については、教育委員会とも情報共有させていただきます。
41		32	「○災害や感染症等に備えるための支援」について、介護用品の欠品・サービスの停止の対策が必要であることや、コロナ禍の中で研修各種ができておらず、医療的ケアが必要な場合の喀痰吸引等研修ができていないことで対応可能なヘルパーが増えずに困っている。他市の状況も踏まえ、加古川市でも検討してほしい。	喀痰吸引等研修については、主に都道府県や政令市が実施主体となっています。いただいたご意見については、参考とさせていただきます。



No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
その他				
42		-	精神障がい当事者には計49ページにも及ぶ内容は非常に理解しにくく、内容もよく知られないまま当事者不在で市の運営がなされている。	障がいのある方へのアンケート調査や、関係団体に対するヒアリング、パブリックコメントを実施し、本市における障害福祉に関するニーズの把握等に努めています。
43		-	精神障がい者に対する差別はいつ解消されるのか。例えば、JR等の移動時において、身体障がい者と知的障がい者は割引制度があるが、精神障がい者には割引制度がなく差別されている。	引き続き、差別の解消に向けた取り組みを進めていきます。ご指摘の割引制度については、公共交通機関等において一定の基準を設けたうえで実施されています。
44		-	意見を書いても、どう反映されるかがわからず、パブリックコメントを求めましたというパフォーマンスに使われているのではないかと非常に強い疑念が拭いきれない。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
45	-	-	「障害」と「障がい」の使い分けについて、コメントを記載してはどうか。	いただいたご意見を踏まえ、目次下部の参考欄を以下のとおり修正いたします。 「本市における「障害」の表記については、人権尊重の観点から人を示す用語の場合はひらがな表記を用いることとし、法令等やそれを引用・定義する場合、固有名詞、専門用語などは漢字表記としています。」
46		-	アンケートの結果や関係団体の意見について、参考資料として掲載すべきである。	アンケート結果や関係団体の意見については、ホームページ上に公開予定です。
47		-	入院時の重度訪問介護の利用について、市内の病院へ制度の周知と利用の了承を促してほしい。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
48		-	紙おむつの給付について、対象者の枠が狭すぎる。	日常生活用具給付事業における紙おむつの給付については、厚生労働省告示や厚生労働省が示す参考例を踏まえ、高度の排便機能障害者、脳原生運動機能障害かつ意思表示困難者等(指定難病者を含む)を対象者としています。

No.	該当箇所	頁	内容	市の考え方
49	-	-	特別支援学校及び小学校入学を希望する医療的ケア児への看護師が不足している。市内全域において、教育及び保育・療育を受ける医療的ケア児への安全保障のため、看護師の配置が必要と考える。加古川中央市民病院の看護師または訪問看護ステーションとの委託契約等で、医療的ケア児への看護師不足の解消を早期に実現すべきである。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
50		-	事業所の入所利用者のうち、希望も表現もできない方のほとんどが自閉症であり、強度行動障害のある方も多いと言われている。職員は、虐待防止に関する研修や外部講師を招いた強度行動障害に関する研修を受講し、実践した成果を月に1度、その外部講師から助言をもらっている。そのようなことにも関心を持ってもらえるような内容を望む。	いただいたご意見については、直接計画に反映することはできませんが、施策を実施するうえでの参考とさせていただきます。
51		-	障害者同士での交流の場やサークルがあれば参加したい。	障がい者同士の交流の場やサークルについては、市内の障がい者団体やボランティアサークルがあります。